

## 第6回秋田地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

### 1 開催日時

平成28年2月2日（火）午後3時～午後5時

### 2 場所

秋田地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

（地裁）小川浩（家裁兼務），神田正淑，伽羅谷美穂，倉部稲穂，佐藤加代子，菅原実，塚田貢，外山奈央子，長沼奈絵子，三浦隆昭

（家裁）秋山尚子，大友徳章，小川浩（地裁兼務），柏木良太，門脇琢也，齊藤顕，丸野内真理子，宮野素子，山本尚子，吉富亮平

（説明者）

土橋正一家庭裁判所総務課長，海藤徹刑事首席書記官，伊藤茂勝家庭裁判所首席書記官

（事務局）

中野徹哉事務局長（地家裁兼務），黒坂一郎民事首席書記官，海藤徹刑事首席書記官，板橋秀樹首席家庭裁判所調査官，伊藤茂勝家庭裁判所首席書記官，高橋信宏地方裁判所事務局次長，内山崇家庭裁判所事務局次長，鈴木義弘地方裁判所総務課長，佐々木秀也秋田検察審査会事務局長，星歩地方裁判所総務課庶務係長

### 4 議事

（1）開会宣言

（2）所長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）委員長選出

地方裁判所委員会規則及び家庭裁判所委員会規則各6条1項により，委員

長として小川浩委員が選任された。

(5) 職務代理者の指名

地方裁判所委員会規則及び家庭裁判所委員会規則各6条3項により、委員長の職務代理者として、地方裁判所委員会は三浦隆昭委員及び家庭裁判所委員会は齊藤顕委員が指名された。

(6) 協議

ア 議題「ワークライフバランスについて」

(ア) 基調説明

土橋家庭裁判所総務課長が「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた裁判所の取組」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「裁判員裁判の現状について」

(ア) 基調説明

海藤刑事首席書記官が「裁判員裁判の現状」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

ウ 議題「成年後見制度の現状について」

(ア) 基調説明

伊藤家庭裁判所首席書記官が「成年後見制度の概要、利用状況等」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の3のとおり

(7) 次回期日及び次回議題

地方裁判所委員会については7月に、家庭裁判所委員会については6月にそれぞれ単独開催し、平成29年1月に地方裁判所及び家庭裁判所の合同委員会を開催する。

テーマについては，それぞれ追って調整する。

(8) 閉会宣言

(別紙)

### 意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者の発言)

#### 1 ワークライフバランスについて（議事概要4の（6）のアの（イ））

○ 働き方の見直しという観点では、何かを止めなければならないということがあると思うが、最近何かを止めたという事例があればご紹介いただきたい。

△ 小さな工夫の積み重ねということにはなるが、以前裁判所では、書面で丁寧な決裁を作るということにこだわっていたところがあったが、書面にする必要性に疑義があるものは口頭で済ませたり、そこまで精緻な決裁でなくても理解できるのではないかというものはA4用紙1枚程度の紙にまとめて済ませたりしている。会議等の資料についても、以前は考えられる資料全部を用意していたが、この資料があればその会議等の目的は達せられるのではないかというものは資料を簡略化するなどの取組を進めている。

○ 資料を作るかどうかの判断業務という点では管理職員の仕事は増えたが、全体としては仕事量が減ったということになるのか。

△ 資料を作るかどうかの判断を管理職員がすることになれば、管理職員の仕事量が増えることになってしまう。しかし、トヨタ自動車の「カイゼン」のように、下からの積み上げという部分も大きく、起案する部下職員が管理職員に対し、この資料は必要ないのではないかというように提案等したりすることも多いので、管理職員の負担が特別増えているわけではない。なお、このように、上司に対し自分の意見を遠慮なく言えるためには、風通しのよい職場風土が大切なので、その点も含めて取り組んでいる。

○ 男女共同参画を推進している立場から見ると、裁判所という組織は、働き方に関し、制度的に進んでいるという印象を受けた。管理職員になろうとする女性職員がなかなかいないということだったが、これまで日本の社会は、男性が働いて女性は家事・育児を行うという性別役割分業でやってきているので、今すぐ女性が管理職員としてやっていくのは難しいことかもしれない

が、最近「イクボス」という言葉があるように、男性管理職員の方から、できるからやってみてということで女性職員を引き上げてもらわないと、管理職員になろうという勇気も出てこないと思われる。裁判所の男性管理職員の方々の意識がどういうものであるのか伺いたい。また、今後大いに女性職員を引き上げて行ってほしいと思う。

△ 私の感じているところではあるが、女性は仕事ができないとか、家庭の事情があるので管理職員が務まらないなどと思っている男性は、裁判所においては、管理職員にも一般職員にもまずいないと思う。むしろ私は、常に、裁判所には女性という素晴らしい人材の塊があり、こういう人材をより高いポストに就けていかなければ、裁判所という組織には将来的に限界が来るのではないかという危機意識さえ持っている。女性職員の周囲の管理職員も、部下と一緒に仕事を進めて行くというのはそう大変なことではないとか、むしろ面白ささえ感じることもできるとか、普段の仕事ぶりを見ていれば十分に管理職員としてやっていけるとかいうことをいろいろな機会に伝えているのだが、いかんせん選考試験に手を上げてくれる女性職員が少ないのが現状である。男性管理職員の思いをなかなか現実化することができないということにジレンマを感じている次第である。

○ 弁護士として外部から見させていただいている感想だが、十何年前に窓口業務などでお世話になっていた女性職員の方が、その後上のポストになり再会するということがよくある。その方々は子育てもされており、それが一段落した後、今度は管理職員として活躍されていて、裁判所という組織はすごいなと感じている。そういう先輩たちを目の当たりにすることによって、若い女性職員が自分もそのように頑張れるのだという見方ができるのではないかと思う。公務員の出世のタイミングや年齢等は分からないが、40代後半から50代の女性職員が頑張っているのを見て、40代前半もしくは30代の女性職員がこれから頑張っていけるのではないかと個人的には思っている。今どうするかというよりは、今の若い人たちがこれから頑張っていくた

めにどう意識改革をしていくかという視点も大事なのではないかと考える。  
若い時にお世話になった方が上のポストに就かれ、またいろいろなことを教  
わるということは、非常に光栄なことであるし、とても感謝している。

△ 今おっしゃっていただいたように、実際管理職員ポストに就いている女性  
職員は、みなさん非常に活躍してくれていると思っている。裁判所では年に  
1回、男女共同参画研修というものを開催しているが、そこで現在管理職員  
として活躍している女性職員から、管理職員になろうと考えたきっかけや、  
仕事と家庭を両立するために行っている工夫などについて話をしてもらった  
りしている。また、メールなどで自由に女性管理職員に相談して意見を聴け  
るという仕組みも作っている。このように、いろいろな機会に女性職員に働  
きかけているが、先ほど申し上げたような現状なので、更に取り組を進めてい  
きたいと考えている。

○ 仕事内容が違うということもあるだろうが、放送局は女性が非常に少なく、  
先ほど、裁判所は男女の比率がおよそ半々であるという説明を聞いて非常に  
驚いている。裁判所では、男女の比率につき目標値のようなものは共有して  
いるのか。また、管理職員に占める女性の割合について、何年後にはこのぐ  
らいにしたいというような目標等あれば教えていただきたい。

△ 男女比について明確な目標値というものはないが、良い人材を採用試験で  
取っていけば、概ね男女比は半々になっていくのが自然だろうと思っている。  
試験に合格した女性が、裁判所が働きにくいということで採用を辞退し、そ  
の結果として男性職員の割合が増えるということはあってはならないことだ  
と思っているので、採用試験に関する広報の際には、女性が働きやすい職場  
であるということを強くアピールして、男性女性ともに良い人材を採用でき  
るようにと考えている。管理職員の割合については、残念ながら男女比が半  
々ということにはなっていないが、安倍内閣が掲げている、2020年まで  
に指導的立場の女性職員の割合が30パーセントという目標もあり、裁判所  
としても女性職員の管理職登用拡大を目指して、様々な取組を行っている。

○ 女性職員が選考試験を受けない理由というのは、選考試験そのものに対し抵抗があるということなのか。その辺りについてはどのように考えているのか教えていただきたい。

△ 確かに選考試験自体難しい試験ではあるが、それだけが理由ということではなく、実際に合格した後の異動の範囲や責任の重さというものも気になっているようである。例えば、管理職員になると部下職員の人事評価をすることになるが、人を評価するという事に抵抗があったり、評価に自信を持つことができなかつたりする女性職員がいる。また、部下職員が抱えている困難な事案を、一緒に解決していくには自分は力不足であるという女性職員もいる。そういう女性職員に対しては、異動については、子育てなどの家庭の事情に十分配慮する旨説明したり、仕事については、普段の仕事ぶりで大丈夫であるとか、一人で抱え込む必要はなく、裁判官を含め周りの職員みんなで解決していけばいいことで、そんなに構える必要はないなどと折に触れて伝えたりしてはいるが、なかなか理解してもらえないのか、選考試験を受けてくれないというのが現状である。

## 2 裁判員裁判の現状について（議事概要4の（6）のイの（イ））

○ 県内の裁判員裁判の判決が、控訴審で変更されたというような傾向が分かれば教えていただきたい。このような質問をした趣旨は、裁判員裁判の判決と控訴審裁判官の判決が違ってくる場合も当然あるわけだが、裁判員裁判を導入した趣旨に鑑みると、大幅にずれているような場合でない限り、裁判員裁判においてなされた判決に沿うべきなのではないかと思ひ質問させていただいた次第である。

○ 秋田地方裁判所で行われた裁判員裁判の控訴については、私の記憶では、平成27年1月以降に終局した裁判員裁判のうち、29号事件、31号事件、36号事件は控訴されている。31号事件については、すでに控訴審判決が出ているが、裁判員裁判の趣旨を損なうような内容の判決ではなかったと記憶している。29号事件については、今月判決宣告があり、36号事件は、

これから審理される予定である。直近で判決宣告があった事件に関しては、半分が控訴されるという結果になっている。

△ 直近の裁判員裁判については御説明のとおりである。裁判員裁判が始まって7年目になるが、現在までに39件の裁判員裁判が係属し、そのうち35件が終局して、控訴されたのが9件で、控訴率は約26パーセントという結果になっている。控訴の結果は、9件中控訴棄却が6件、控訴取下げが1件、まだ結果が出ていないのが2件である。全国で平成26年度に行われた裁判員裁判の控訴率は、被告人単位のデータであるが、終局人員約1200人のうち控訴の申立てをした人員が約470人なので、約39パーセントとなっており、これに比べると、秋田地方裁判所の控訴率は低いものとなっている。全国の控訴審での結果がどうなったかについては、残念ながら手元に資料がない。

- 裁判官から見て、裁判員裁判の感想はどうか教えていただきたい。
- 私は4月に秋田に赴任して、裁判員裁判は今まで5件担当させていただいたところだが、裁判員の方から、私のような素人が入ってきて大変ですねというようなことを言われることがある。確かに、公判前整理手続で争点を整理し、証拠を厳選した上で公判審理に臨み、連続的に開廷して判決を宣告するというように、裁判官だけで審理していた時には行っていなかったものが加わっているという意味では大変な部分というものがある。また、法律を知らない方に対しどのように説明したら分かりやすいか考えるという点でも大変な部分がある。しかし、いろいろな経験をされている裁判員6人、補充裁判員2人の方々と評議する中で、裁判官だけで考えるのとは違う角度であったり、同じことを言っているけど、重みや深みというものが違うなと感じることがあった。裁判官は経験がある分割り切った判断をする部分があるが、一般の方が入ってくることによって、根本的なところをつつかれ、本当にそれでいいのかと再度考える機会になったりすることがたまにある。そういう点で、裁判官としてもやりがいや成長を感じることができる制度だなと思っています。



る。判決書も評議の内容をできるだけ量刑の理由に盛り込むようにしており、裁判官だけであった時と比べて、重みや深みというものが違う判決ができていないのではないかという意識はある。

### 3 成年後見制度の現状について（議事概要4の（6）のウの（イ））

○ 後見制度支援信託制度についてですが、成年後見の申立てをした方が説明を聞いて自ら利用したいと申し込むものなのか、裁判所が財産状況などを考慮して勧めるものなのか、実際のところを教えてください。

△ 支援信託制度を利用するかどうかは、選任された後見人の方で検討していただき、申立てがあれば、信託制度の利用に適しているかどうか裁判所が判断して許可をするという流れになるが、実際のところ、裁判所では、被後見人に通常使用しない一定程度の金銭があるというような場合には、弁護士や司法書士等の専門職を後見人に選任するという運用を行っている。

○ 御家族の方が申立てをする際には、申立てセットを用意しているということで、弁護士会にも参考送付していただいていることから、こういった書類が入っているのか把握しているが、かなり厚みのあるものなので、一読して理解することができない方もいらっしゃると思うのだが、そういった場合には、裁判所のほうで時間をかけて記載方法や添付資料の取り方などを説明していただけるのか。

△ 成年後見の申立てにあたっては、基本的に通常の手続き案内とは異なり、時間がなく用紙だけをもらっていきたいという方は別として、申立てセットの内容を示しながら、全部説明した上で、持ち帰ってもらっている。時間がないということであれば、別の日に来ていただいて、説明するということもやっている。

○ その場で書いてもらって受け付けるということなのか、説明後に改めて持ってきてもらい受け付けるのか。

△ 申立書については、その場で記載できる箇所は全て記載してもらおうが、添付書類が必要になるので、申立書は一旦持ち帰ってもらい、書類が全部そろ

った段階で申し立てをしてもらうということになる。

- 被後見人の財産状況については、後見人は裁判所に報告書を提出しており、それにより裁判所が把握しているということになるが、時々、推定相続人から、財産管理状況を教えてほしいと直接問い合わせを受けることがある。その際は、裁判所に問い合わせせて御確認くださいと言うほかないのだが、いろいろな事をインターネットで調べられる時代に、自分の家族の財産管理状況を知るためには裁判所の窓口まで行かなければならないのかといった指摘を受けることがある。先ほど、被後見人はこれからどんどん増えていくのではないかという御説明でしたが、今後被後見人が増えるに従って、推定相続人からの問い合わせも増えるものと考えられるが、裁判所としては、もっと簡易な開示の方法を行うといったことは検討されているのか。
- △ 家庭裁判所の事件については、非公開という原則があるので、簡易な方法により開示するということは今のところ難しく、インターネット等を使って開示するといったところまでは進んでいない。また、本人確認が難しいため、電話での開示請求には応じてはいない。そのため、現時点で利害関係人である推定相続人が財産の管理状況についてお知りになりたい場合は、裁判所に足を運んでいただくということになる。
- 秋田県福祉協議会の取組について報告させていただきたいと思う。具体的事例についてはお話しできないが、判断能力の衰えてきたお年寄りを対象に、日常生活自立支援事業というのをやっている。具体的には、秋田県内に7か所の基幹的社会福祉協議会を設置し、生活支援員を中心に福祉サービスの利用援助等を行っている。日常生活自立支援事業利用者の判断能力の低下に伴い、成年後見制度を利用することになる事例も増えてきているということで、市町村や市町村社会福祉協議会に権利擁護センターという機関を設置したり、又は支援体制の整備に向けて検討しているところである。